

**令和 7 年度
富士見市立関沢小学校
いじめ防止基本方針**

令和 7 年 4 月 7 日 (月)

第1 いじめの防止等の基本理念

いじめは、どの児童生徒、どの学校にも起こりうるもので、全ての児童生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるように対策を講じなければならない。

また、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるように育まなければならぬ。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、市、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

第2 いじめの禁止

児童等は、いじめを行ってはならない。

(いじめ防止対策推進法 第4条)

第3 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(いじめ防止対策推進法 第2条)

いじめの態様

- 1 冷やかし、からかい、悪口、脅し文句、嫌なことを言われる
- 2 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 3 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- 4 ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 5 金品をたかられる
- 6 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 7 嫌なこと・恥ずかしいこと・危険なことをされたり、させられたりする
- 8 パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

(文部科学省：児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査)

なお、本校では、下記のいずれかに該当する場合、【いじめ】としての対応をしていく。

- いじめアンケートに記載や訴えがあった場合
- 本人から「いやだ」「困っている」という相談があった場合
- 保護者から連絡があった場合
- 教師が感知した場合

また、本校では、いじめの解消については、以下のような状態を「いじめ解消」とし、解消に至った事案でも継続的に観察をして再発防止に努めるものとする。

- 指導を行い、3か月に渡り発生していない
- 解消の判断は、本人や保護者に確認を取ったうえで判断する。

第4 いじめの防止等のための基本的方針及び取組

1 学校いじめ防止基本方針の策定

学校におけるいじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見、いじめへの対処）のための対策に関する基本的な方針を定める。

（いじめ防止対策推進法 第13条）

（1）いじめの防止に関する取組

ア 道徳教育の充実について 【第15条第1項】

- ・特別の教科・道徳の授業により、児童の自己肯定感を高め、よりよい人間関係を築かせ、いじめを抑止する。
- ・心に響く資料に出会いわせ、自分自身の生活を省み、実践に生かせるように支援する。
- ・全教育活動を通して、道徳教育を行い、いじめを「しない・させない・ゆるさない」児童の育成を図る。
- ・研修の機会を生かした「ピア・サポート」の考え方を生かした学級経営を展開することで、共に支え合い、認め合おうとする仲間づくりを行う。

イ 体験活動の充実について 【第15条第1項】

- ・子どもたちが、他者や社会、自然との直接的ななかかわりの中で自己と向き合うことで、生命に対する畏敬の念、感動する心、共に生きる心に自らが気づき、発見し、体得させる体験活動を実施する。
- ・福祉体験や国際交流体験やボランティア体験等、発達段階に応じた体験活動を体系的に展開し、教育活動に取り入れる。
- ・学校応援団や地域指導者等にご協力いただき、地域の方の思いに触れ、他者を思いやる心を育てる。

ウ 児童生徒が主体的に行う活動及び支援について 【第15条第2項】

- ・縦割り班や異学年との交流の充実を図り、望ましい人間関係の醸成を図る。
- ・児童会を中心として、「いじめのない学校づくり 子ども宣言」をもとにした活動を取り入れ、いじめを許さない人権感覚を身に付けさせる。

エ いじめ防止を目的とした啓発活動について 【第15条第2項】

- ・お話朝会や学年集会において、いじめの防止に関わる話を児童に投げかけ、規範意識を高める。
- ・教職員に対し、いじめ発見チェックシートを実施し、児童の小さな変化も見逃さず、児童に寄り添った相談体制を築く。
- ・学校便りや学年便りを中心に、保護者・家庭に対し、いじめ防止の取組を発信する。

オ 保護者及び地域住民その他の関係者との連携について 【第15条第2項】

- ・授業参観や保護者研修会の開催、HP、学校・学年だより等による広報活動により、啓発を行う。
- ・PTAの各種会議や保護者会等において、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見交換する場を設ける。
- ・インターネットを使用する時のルールやモラルについての啓発活動として高学年、保護者対象の研修や講演会を実施し、ネットいじめの予防を図る。
- ・就学時健康診断時に「親の学習講座」を行い、人との穏やかな関わり方に係る「3つのめばえ」について家庭でも意識化が図れるようとする。
- ・富士見市教育委員会及び教育相談室への状況報告や支援要請を適宜行なうことで、学校だけで抱え込まない対応を目指す。また、やむを得ない状況の時には、警察、児童相談所、医療機関等との連携を取ることをためらわない。

カ 計画的な教職員の研修の実施について 【第18条第2項】

- ・年間計画に基づく定期的な事例研修会を実施する。
- ・カウンセリングマインド研修を実施し、カウンセリング技量の向上を図る。
- ・職員の計画的な年休の取得などを通して、心身ともにゆとりをもって子供たちに関わることができるようになると共に、担任以外の職員の目が届くようにすることで、児童の様子の変化等についての早期発見・早期対応につなげ、いじめ予防や早期解決に努める。
- ・校務PCの活用やデータ共有を通して業務の効率化を図ることで、子供と向き合う時間を確保する。
- ・学校評価の項目にもいじめ防止基本方針に関するものを設けることで、指導する際の意識化を図る。

キ インターネットによるいじめへの対応について 【第19条第1項】

- ・インターネット利用に関わる職員研修を実施し、情報モラル教育の充実を図る。
- ・フィルタリングや使用状況について家庭との情報交換をし、実態把握に努める。
- ・中学校や近隣小学校との連携を行い、9年間を見通した指導体制を整える。

ク 個別の支援が必要な児童への対応について

- ・配慮が必要な児童が学校生活を安心して送ることができるようにすると共に、いじめの被害者や加害者にならないようにするために、特性をふまえた支援を行うと共に、保護者との連携や職員間の情報や指導法の共有化を十分に図る。

(2) いじめの早期発見に関する取組

ア 定期的な調査等について 【第16条第1項】

- ・「なかよしアンケート」を1カ月に1度実施し、児童の変化や訴えに気付き、迅速な対応に生かしていく。
- ・アンケートの結果を、教育相談部会と生徒指導部会で共有し、具体的な指導方針を立てる。

イ 児童生徒、保護者、教職員が相談できる体制整備について 【第16条第2項・第3項】

- ・教育相談部、SSWを中心とした相談体制づくりを行う。
- ・市教育相談室等と連携し、速やかな対応を行う。
- ・学校応援団活動等で来校した保護者がいじめを発見したり、いじめに係る相談を子どもから受けたりした保護者は、学校に速やかに伝えていただくよう依頼する。

ウ いじめを受けた児童等の教育を受ける権利等、擁護する体制について 【第16条第4項】

- ・受容的な態度で、児童が安心して相談できる体制を整える。
- ・いじめを受けた児童が安心して生活できるように、教育相談室の在り方を整え、相談窓口の周知を図る。

(3) いじめへの対処に関する取組

ア いじめの通報等の義務について 【第23条第1項】

- ・発見した教員は、いじめに関する情報を管理職・いじめ防止対策委員会に直ちに報告し、情報の共有を図る。
- ・心身や財産に重大な被害が疑われる場合は、警察と連携し、児童の安全を最優先に対処する。

イ いじめの事実の確認及び教育委員会への報告について 【第23条第2項】

- ・いじめ防止対策委員会は速やかに関係児童から事情を聴き取り、いじめの事実の有無の確認を行った後、教頭が教育委員会に報告するとともに被害児童・加害児童の保護者に連絡する。

ウ いじめの確認があった場合、いじめをやめさせ、再発防止のため関係機関の協力を得て、いじめを受けた児童等とその保護者への支援、いじめを行った児童等への指導とその保護者への助言について 【第23条第3項】

- ・いじめを受けた子ども及びその保護者に対して支援する。
- ・いじめを行った児童に対する指導及び保護者に対して助言する。
- ・保護者と情報を共有し、保護者の理解・協力を得る。

エ いじめを受けた児童等が安心して教育が受けられる措置について 【第23条第4項】

- ・児童に対して、寄り添う相談体制を充実させ、相談員や養護教諭との連携を図る。
- ・心身や財産への危険がある場合は、活動場所などを変更し、解決に向け、相談・学習ができる体制を整える。

オ いじめを受けた保護者といじめを行った保護者間で争いが起きないように、いじめの情報を共有する措置について 【第23条第5項】

- ・いじめの事実について正確に両者に伝わるようにし、誤解を生まないよう配慮する。
- ・当事者同士の話し合いの場を設定し、いじめた児童の謝罪・いじめられた児童への報復の防止等を行う。

カ いじめが犯罪行為の場合について 【第23条第6項】

- ・いじめられた児童の心身を守り通すという信念のもと、教育委員会等と連携し、所轄警察署への通報、適切な援助を求める。

2 関沢小学校いじめ防止対策委員会の設置

学校がいじめに関する問題への対処をより実効的に行うため、いじめの防止等の対策の中核的な役割を担う組織を設置する。 (いじめ防止対策推進法 第22条)

校内組織

構成員

校長、教頭、主幹教諭・教務主任、生徒指導主任、教育相談主任、養護教諭、学年主任、当該児童の担任、その他関係職員

活動内容

- ・いじめ防止全体指導計画を策定する。
- ・児童理解に関する研修、指導援助に関する研修を実施する。
- ・各分掌の役割を明確化し、日常的な取組を実施する。
- ・教育相談部を中心とした校内の相談体制作りを行う。
- ・小中合同のカウンセリングマインド研修を実施し、カウンセリング技量の向上を図る。

開催

- ・必要に応じて隨時行い、生徒指導及び教育相談に係る案件について情報共有を図ることで、指導方針の共通理解と、指導実践の共通行動をとることができるようとする。

第5 重大事態への対処

1 重大事態とは

(1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

『生命、心身または財産に重大な被害』について

- ・児童生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合 など (国のいじめの防止のための基本方針参照)

(2) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めたとき。

『相当の期間学校を欠席』について

- ・不登校の定義に踏まえ年間30日を目安とする
- ・30日に達していなくても一定期間、連続して欠席している場合

(国のいじめの防止のための基本方針参照)

『相当の期間学校を欠席』していない場合でも児童等や保護者から申立てがあった場合

(国のいじめの防止のための基本方針参照)

(いじめ防止対策推進法 第28条)

2 重大事態の発生と調査

(1) 重大事態の調査及び情報提供について 【第28条第1項・第2項】

- ・教職員、児童及び保護者からの事実関係や意見等を受け、適時適切な情報の共有をする。
- ・学校は説明責任を果たし、情報提供・説明を適切に行う。
- ・第3者委員会の招集を行う。

(東入間警察署・生活安全課、子ども未来応援センター、教育相談長、市のSSW、SC)

(2) 教育委員会への報告について 【第30条第1項】

- ・個人情報の保護について適切な配慮及び措置を施した上で、速やかに、当該報告書を教育委員会に報告する。

第6 いじめ防止に向けた学校及び教職員の責務

1 子供と向き合う時間の確保

学校は、校務分掌の見直し等、校務の効率化を図るとともに、必要に応じて外部機関と連携を図ることで、職員が子供と向き合う時間を確保できるように努めるものとする。

2 学校評価への位置付け

学校は、学校評価の項目にいじめ防止に係る内容を位置付けることで、自己点検を絶えず行うことができるようになるとともに、結果の公表を通して保護者からもいじめ防止への取組について評価を受けることができるようとするものとする。

3 特に配慮が必要な児童への配慮

障がい、日本語や日本文化への習熟、性の傾向等、多様な配慮が必要な児童に対して、十分配慮し、適応を図ることができるようになるとともに、適切なケアを関係機関と連携を図って進めるものとする。

4 家庭、関係機関等との連携

学校は、いじめ予防及び解決に向けて、内に閉じることなく、家庭や関係機関と必要な連携を図るものとする。

第7 その他いじめの防止等のための重要事項

1 学校基本方針の見直し

学校は、学校基本方針に定めるいじめ防止等の取組が実効的に機能しているか、関沢小学校いじめ防止対策委員会において検証し、必要に応じて見直す。
(国のいじめの防止のための基本方針参照)

2 年間指導計画

	主な取組	児童の活動
年間	<ul style="list-style-type: none">・なかよしアンケートによる実態把握→問題の組織的解決・関沢小の自慢となる活動の推進・廊下歩行の徹底・「彩の国の中道」等を活用した道徳教育の推進・委員会ごとのいじめ防止の取り組み・児童会活動を通していじめをなくす活動・情報モラル教育の推進・保護者へのいじめ問題の啓発・生徒指導職集・生徒指導部会・生徒指導委員会・いじめ防止対策委員会・教育相談委員会	<ul style="list-style-type: none">・なかよしアンケート・あいさつ・靴のかかと揃え・清掃・児童集会・縦割り活動・委員会活動
4月	<ul style="list-style-type: none">・年間計画、共通行動の確認・全校、学年、学級でのいじめ防止教育・関沢小の自慢（あいさつ、そうじ、くつそろえ）の確認・授業参観・懇談会（いじめ問題の啓発）・生徒指導情報交換会	<ul style="list-style-type: none">・お話集会・学年集会・年度初めの学級活動・学級のルールづくり・チーム顔合わせ
5月	<ul style="list-style-type: none">・非行防止教室の実施（朝会時の講話・よりよい人間関係形成）・人権作文・標語の取組・児童会による「いじめのない学校づくり運動」開始・運動会	<ul style="list-style-type: none">・人権作文作成・人権標語作成・児童集会
6月	<ul style="list-style-type: none">・西中学校区青少年健全育成推進協議会・個人面談	
7月	<ul style="list-style-type: none">・授業参観、懇談会（学年・学級の様子の報告）・児童等及び保護者へ夏休みの過ごし方等の指導・非行防止教室の実施（終業式時の講話・安全な長期休業の過ごし方）	<ul style="list-style-type: none">・夏休みの過ごし方

	「いじめのない学校づくりこども会議」準備 ・いじめの予防・防止に向けた校内研修会 ・「いじめのない学校づくり会議」	
8月	・学期始めの指導 ・非行防止教室の実施（始業式時の講話・いじめ予防）	・始業式 ・学年や学級での指導
9月	・「いじめ防止基本方針」中間評価・改善検討 ・全校遊び	
10月	・音楽会の取組	・いじめ予防の意識化
11月	・いじめ防止月間 ・音楽会 ・学校評価の実施（保護者アンケート含む）	・いじめのない学校づくり子ども会議
12月	・授業参観、懇談会（学年・学級の様子の報告） ・ネットによるいじめ防止教室（5年の児童及び保護者） ・非行防止教室の実施（終業式時の講話・安全な長期休業の過ごし方） ・児童等及び保護者へ冬休みの過ごし方等の指導	・冬休みの過ごし方
1月	・学期始めの指導 ・非行防止教室の実施（始業式時の講話・いじめ予防） ・薬物乱用防止教室の実施（6年の児童・保護者）	・始業式
2月	・「学校いじめ防止基本方針」年間評価及び結果の公表 ・学校評価のまとめ（考察・改善策検討）	
3月	・授業参観、懇談会（1年間のまとめ） ・非行防止教室の実施（修了式時の講話・安全な長期休業の過ごし方） ・今年度の課題の整理及び改善に向けた検討・新年度の取組の検討 ・次年度「いじめ防止基本方針」原案策定	・学校評価結果の公表 ・卒業式 ・春休みの過ごし方